

平成 1 6 年度業務実績報告書

平成 1 7 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第1章 機構の概要	
1. 目的・業務の内容	1
2. 各業務の概要	2
3. 経営理念等	4
4. 組織・沿革	5
第2章 業務実績	
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	8
1. 組織運営の効率化	8
2. 業務運営の効率化	10
(1) 業務に対する事後評価の実施	10
(2) 事務処理の簡素化、迅速化の推進	12
(3) 外部委託の推進	14
(4) 契約に係る競争の推進	16
(5) 電子化の推進等	17
3. 経費の効率化・削減	20
(1) 一般管理費	20
(2) 事業費	21
4. 業務における環境配慮	23
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	24
1. 公害健康被害の補償及び予防業務	27
(1) 汚染負荷量賦課金の徴収	27
(2) 都道府県等に対する納付金の納付	33
(3) 公害健康被害予防事業	37
2. 地球環境基金業務	50
(1) 助成事業に係る事項	50
(2) 振興事業に係る事項	55
(3) 地球環境基金の運用等について	57
3. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	58
4. 維持管理積立金の管理業務	59
予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画	60
(1) 予算（人件費の見積含む。）	61
(2) 収支計画	63
(3) 資金計画	65
(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	67
短期借入金の限度額	70
重要な財産の処分等に関する計画	71
剰余金の使途	72
その他主務省令で定める業務運営に関する計画	73
(1) 施設及び設備に関する計画	73
(2) 人事に関する計画	74
(3) 積立金の処分に関する事項	77
(4) その他中期目標を達成するために必要な事項	78

参考資料

資料 1	人事評価制度の概要	8 2
資料 2	業務評価委員会の概要	8 3
資料 3	機構組織・業務運営体制 (機構内に設置した主要委員会一覧)	8 4
資料 4	自己点検・自己評価による課題と対応状況	8 5
資料 5	ホームページ管理・運用体制図	8 6
資料 6	申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告 の概念図	8 7
資料 7	経理電算システムに係る業務処理のフロー	8 8
資料 8	平成 1 6 年度環境に配慮した物品・役務の調達状況	8 9
資料 9	平成 1 7 年度環境配慮のための実行計画	9 5
資料 1 0	平成 1 6 年度電力使用量、コピー使用量の実績	9 6
資料 1 1	ホームページのサイト別・月別利用状況	9 7
資料 1 2	公害健康被害予防基金債券運用状況	9 8
資料 1 3	平成 1 6 年度環境保健分野に係る調査研究概要	9 9
資料 1 4	平成 1 6 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要	1 0 1
資料 1 5	大気環境の改善分野に係る公募内容	1 0 2
資料 1 6	調査研究評価委員会及び評価項目	1 0 3
資料 1 7	平成 1 6 年度知識の普及事業実施状況	1 0 5
資料 1 8	知識の普及事業に係るアンケート調査結果	1 0 9
資料 1 9	平成 1 6 年度研修事業実施状況	1 1 0
資料 2 0	平成 1 6 年度助成事業実施状況	1 1 1
資料 2 1	平成 1 7 年度地球環境基金助成金交付要望審査に 当たっての重点配慮事項	1 1 2
資料 2 2	平成 1 6 年度職員研修実績	1 1 7
資料 2 3	山形地区地球温暖化対策緑地建設事業の概要	1 1 8
資料 2 4	富山地区地球温暖化対策緑地建設事業の概要	1 2 1
資料 2 5	和歌山地区(第 3 期) 共同福利施設建設事業の概要	1 2 4
資料 2 6	静岡(富士) 地区大気汚染対策緑地建設事業の概要	1 2 7

第1章 機構業務の概要

1 目的・業務の内容

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第3条）

(2) 業務内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（**公害健康被害補償業務**）（機構法 第10条第1項第1号）

大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（**公害健康被害予防事業**）（機構法 第10条第1項第2号）

日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（**地球環境基金事業**）（機構法 第10条第1項第3号及び第4号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（**PCB廃棄物処理助成事業**）（機構法 第10条第1項第5号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の五第3項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（**最終処分場維持管理積立金管理業務**）（機構法 第10条第6号）

から に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第10条第1項第7号）

既に着手されていた建設譲渡事業（**建設譲渡事業**）（機構法 附則第7条第1項第1号）

建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（**債権管理・回収業務**）（機構法 附則第7条第1項第2号及び第3号）

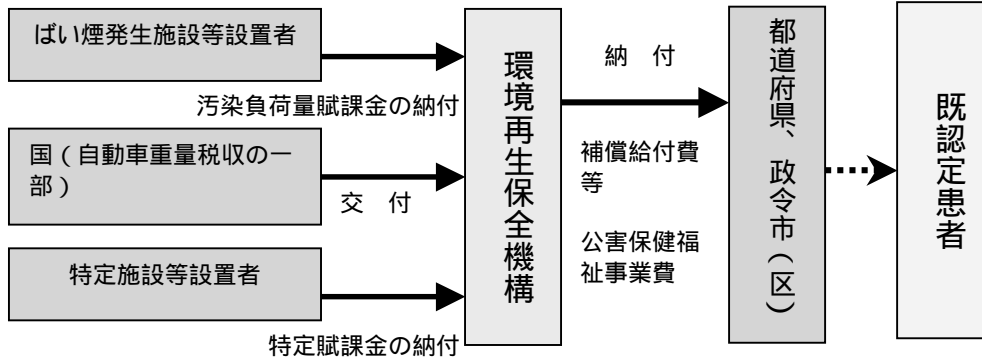
良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。（機構法 第10条第2項）

2 各業務の概要

公害健康被害補償業務

公害健康被害補償制度における補償給付に必要な費用の一部（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の県、市、区へ納付している（健康被害者への支給は県、市、区が行う）。

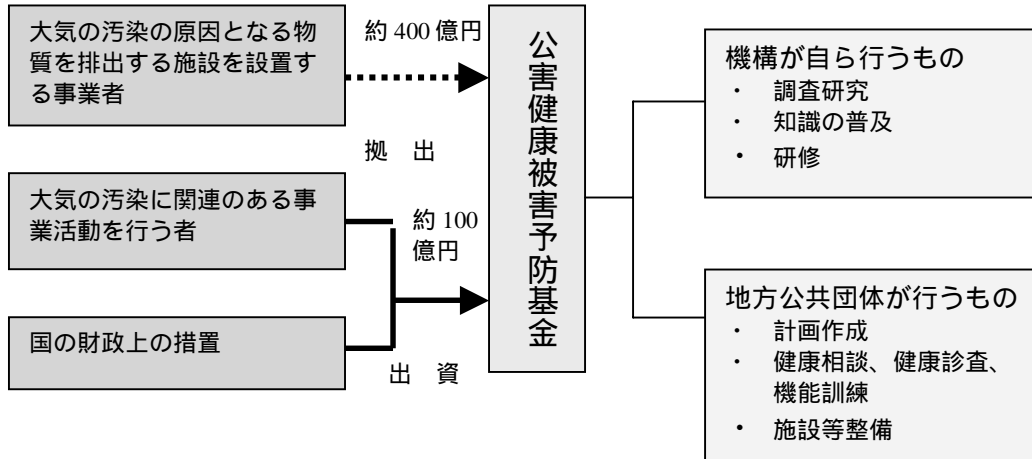
< 公害健康被害補償制度の仕組み >



公害健康被害予防事業

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、大気汚染の原因者である事業者等から拠出された拠出金と国からの出資金による基金（約500億円：公害健康被害予防基金）の運用益により、調査研究、知識の普及及び研修事業（直轄事業）と地方公共団体が行う事業への助成（助成事業）を行っている。

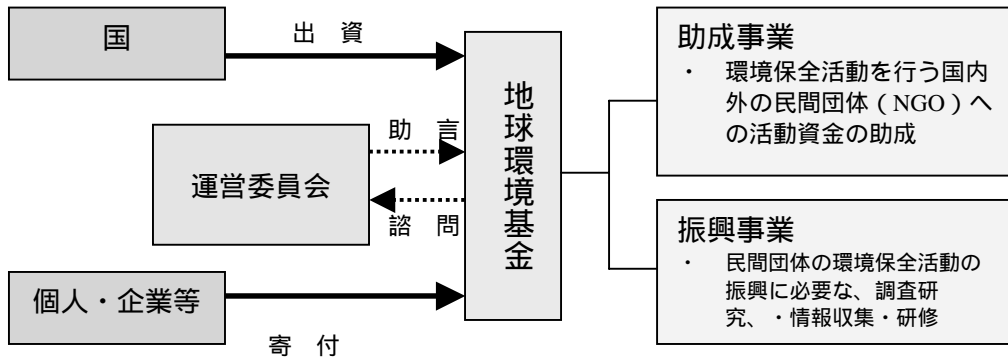
< 公害健康被害予防事業の仕組み >



地球環境基金事業

国の出資金と民間からの寄付金によって造成された基金（地球環境基金）の運用益と国からの運営費交付金により、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO、NPO）の活動を支援するため、これら団体が行う助成事業とその活動を振興するための調査研究や人材育成研修、情報提供等（振興事業）を行っている。

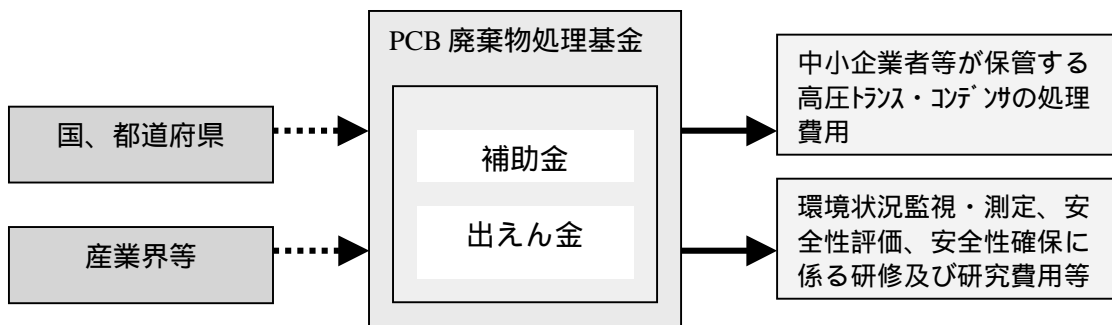
< 地球環境基金の仕組み >



PCB 廃棄物処理基金助成事業

国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金からなる PCB 廃棄物処理基金により、環境大臣が指定した処理業者に対し、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減及び PCB 廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的に助成を行っている。

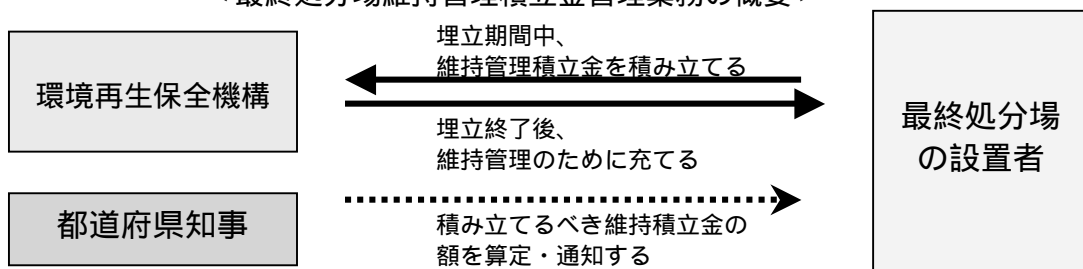
< PCB 廃棄物処理基金の仕組み >



最終処分場維持管理積立金管理業務

特定廃棄物最終処分場の設置者が、処分場の埋立終了後その適正な維持管理に必要な費用を埋立期間中に積み立て、機構がこれを管理する業務である。

< 最終処分場維持管理積立金管理業務の概要 >



建設譲渡事業

環境保全対策等に資する緑地を計画する地方公共団体からの申込みを受け、多様な要望を実現するためオーダーメイド方式で設計・建設して譲渡する事業で、既に着手されている共同福利施設、大気汚染対策緑地、地球温暖化対策緑地を整備し、地方公共団体に譲渡する業務である。

債権管理・回収業務

設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収を行う業務である。

環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修業務から規定する業務に支障のない範囲で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行う業務である。

3 経営理念等

機構は、機構法に基づく目的、業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的・自律的な組織及び業務運営を行い、また中期計画に定める環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員の行動指針を策定し、職員への周知徹底を図った。

ERCA経営理念（ERCAビジョン）

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

ERCA経営方針（ERCAマネジメント・ポリシー）

- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 公共性を見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

環境再生保全機構職員行動指針（アクション・プラン）

《機構の使命を果たすための行動》

国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

《業務に取り組む姿勢》

業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。

業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

4 組織・沿革

(1) 事務所の所在地

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
本部	〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 番 ミュ - ザ川崎セントラルタワー	044-520-9501	044-520-2131
大阪支部	〒550-0013 大阪市西区新町 1 丁目 8 番 1 号 諏訪ビル	06-6531-3161	06-6578-2183
山形建設事務所 (*)	〒990-8540 山形市旅籠町 2 丁目 3 番 25 号 山形市役所内	023-629-7115	
富山建設事務所 (*)	〒939-8178 富山市栗山 637 番地 富山市環境センター内	076-428-9555	
富士建設事務所	〒417-8601 富士市永田町 1 丁目 100 番地 富士市役所内	0545-51-0340	
和歌山建設事務所 (*)	〒640-8212 和歌山市杉の馬場 1 丁目 15 中井産業ビル	073-421-6955	

* は、平成 17 年 3 月 31 日に事業終了に伴い閉鎖した。

(2) 役員の状況

平成 17 年 3 月 31 日現在

役職名	氏名	就任年月日
理事長	田中 健次	平成 16.4.1
理事	大坪 健雄	平成 16.4.1
理事	邊見 敬三郎	平成 16.4.1
理事	平井 敏文	平成 16.7.6
監事	伊藤 一秀	平成 16.4.1
監事(非常勤)	浅野 一麿	平成 16.4.1

(3) 職員の状況

常勤職員数：131人(平成16年4月1日)

114人(平成17年4月1日)

(4) 沿革

機構は、公害健康被害補償予防協会(以下「公健協会」という。)が実施してきた公害健康被害補償予防業務と環境事業団(以下「事業団」という。)が実施してきた地球環境基金事業、PCB廃棄物処理基金助成事業などを承継し、平成16年4月1日に設立された。

2法人の沿革は、次のとおり。

公害健康被害補償予防協会

公害に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、昭和48年10月に「公害健康被害補償法」が制定された。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要な財源に充てることとしている。この徴収業務等を行う特殊法人として昭和49年6月に「公害健康被害補償協会」が設立された。

その後、昭和61年10月の中央公害対策審議会の答申に基づき、近年の大気の汚染の状況を踏まえ、昭和62年9月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和63年3月に法律の題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

機構に、これらの業務の全てが承継された。

環境事業団

産業公害を防止・改善することを目的に、昭和40年6月に「公害防止事業団法」が制定された。

その後、創設当時の目的に加え、都市・生活型公害の防止や自然環境の保全と適切な利用、さらには、地球環境の保全という時代の要請に応え、昭和62年、平成4年、平成5年、平成11年、平成13年と5回にわたり事業の見直しが行われた。

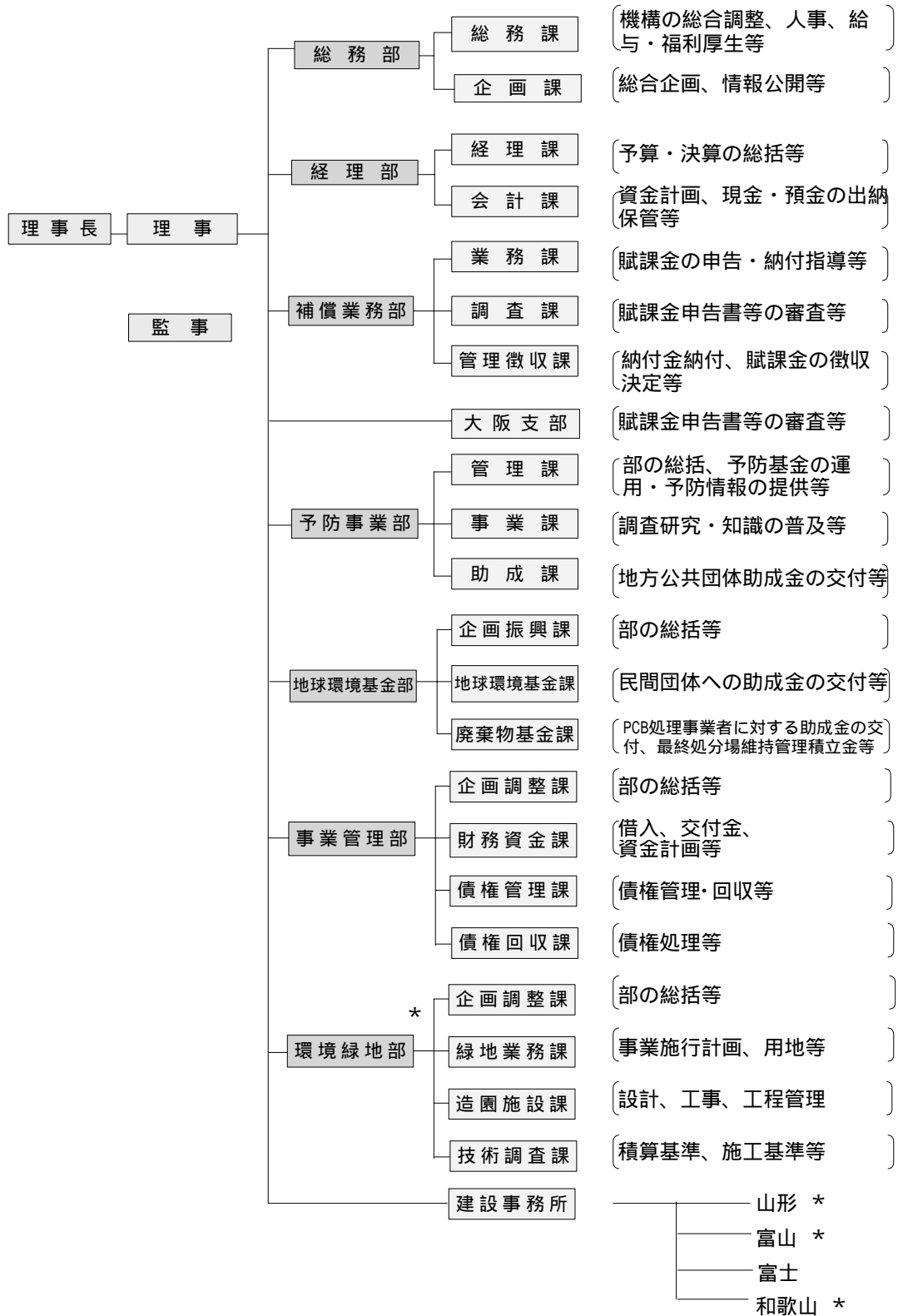
- ・ 平成4年の改正：「環境事業団」に改組
- ・ 平成5年の改正：地球環境基金の設置と地球環境基金事業の追加
- ・ 平成11年の改正：地球温暖化対策緑地事業等の追加
- ・ 平成13年の改正：PCB廃棄物処理事業及びPCB廃棄物処理基金の設置と助成事業等の追加

また、平成10年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い最終処分場維持管理積立金管理業務が追加された。

機構には、1)地球環境基金事業、2)PCB廃棄物処理助成事業、3)最終処分場維持管理積立金管理業務、4)建設譲渡事業及び5)債権管理・回収業務が承継された。

なお、1)PCB廃棄物処理事業、2)環境浄化機材貸付及び3)環境情報提供業務は、平成16年4月に設立された日本環境安全事業株式会社に承継された。

(5) 組織(平成16年4月1日)



(*) 環境緑地部は、平成17年4月1日から環境緑地課に編成替えした。
また、平成17年3月31日に山形、富山、和歌山建設事務所は閉鎖した。

第2章 業務実績

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営の効率化

【中期計画】

機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。

【年度計画】

機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、組織及び人員配置の見直しを行う。

また、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務が遂行できるよう体制を整備する。

平成16年度業務実績

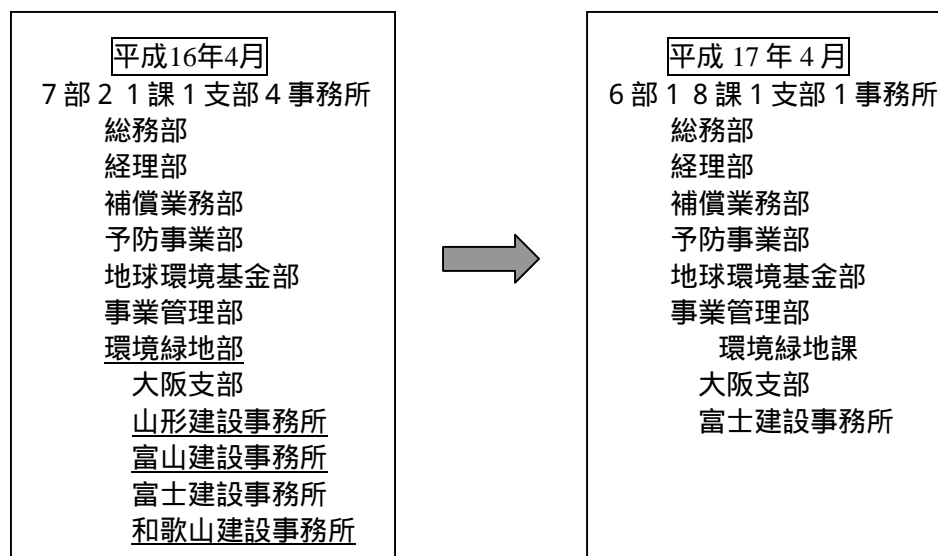
1) 組織及び人員配置の見直し

ア) 緑地整備関係建設譲渡事業が平成16年度末に一部終了したことを受け、平成17年4月1日付けで、

環境緑地部(4課)を廃止し、事業管理部に環境緑地課を置く

4ヶ所あった建設事務所のうち事業の終了した3建設事務所(山形、富山、和歌山)を閉鎖する

という組織の見直しを行い、7部21課1支部4建設事務所を6部18課1支部1建設事務所とした。



イ) 上記の組織の見直しに合わせて、環境緑地関係の人員削減等により計17名を削減する人員配置の見直しを行った。

2) 人事評価制度の導入

各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にするため、面接による目標設定と業績評価を行う新人事評価制度について検討を行い、制度の基本設計を完了し、平成17年度から導入することとした。

(資料1：人事評価制度の概要参照)

自己評価

緑地整備関係建設譲渡事業の縮減に伴い、組織及び人員配置の見直しを行うことができた。職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務の遂行に資する新人事評価制度を整備した。

参考データ名

(参考資料：資料1) 人事評価制度の概要 (P 8 2)

2. 業務運営の効率化

(1) 業務に対する事後評価の実施

<p>【中期計画】 機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。</p> <p>【年度計画】 機構の自己点検・評価のため、機構業務全体に係る事後評価を行うための外部専門家、有識者からなる委員会を設置する。</p>

平成16年度業務実績

1) 業務評価委員会の設置

機構が行う業務を適正かつ効率的に実施し、国民に質の高いサービスを提供するため、外部の有識者による「業務評価委員会」を設置した。今後、業務評価委員会で提起された提言等については、組織及び業務運営の適正化、効率化に反映させていく予定である。

(資料2：業務評価委員会の概要参照)

2) 機構自らが行った自己点検

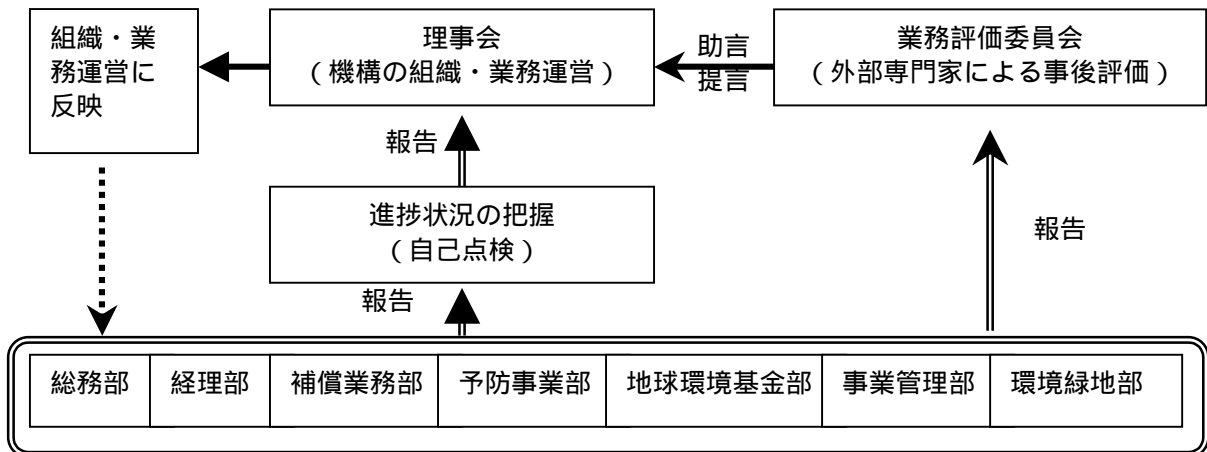
機構は、組織・業務運営に関する次の重点事項について、積極的に取り組んだ。

- ・ 経営理念、経営方針及び職員行動指針の策定
- ・ 事業進捗状況の把握と展開
- ・ 人事評価制度の構築
- ・ 事業の終了に伴う組織及び人員配置の見直し
- ・ 経費の削減と事業・業務の効率化

また、年度計画の進捗状況を把握するため、自己点検・自己評価を随時行った。

(資料4：自己点検・自己評価による課題と対応状況参照)

<自己点検・自己評価体制>





自己評価

機構自ら自己点検を行い、その結果を業務運営に反映させることができた。

また、外部有識者からなる業務評価委員会を設置した。今後、同委員会からの助言・提言を反映させることにより組織・業務運営の適正化、効率化を推進していく予定である。

参考データ名

- (参考資料：資料2) 業務評価委員会の概要 (P83)
- (参考資料：資料3) 機構組織・業務運営体制 (機構内に設置した主要委員会一覧)
(P84)
- (参考資料：資料4) 自己点検・自己評価による課題と対応状況 (P85)

(2) 事務処理の簡素化、迅速化の推進

【中期計画】

業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、全般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

【年度計画】

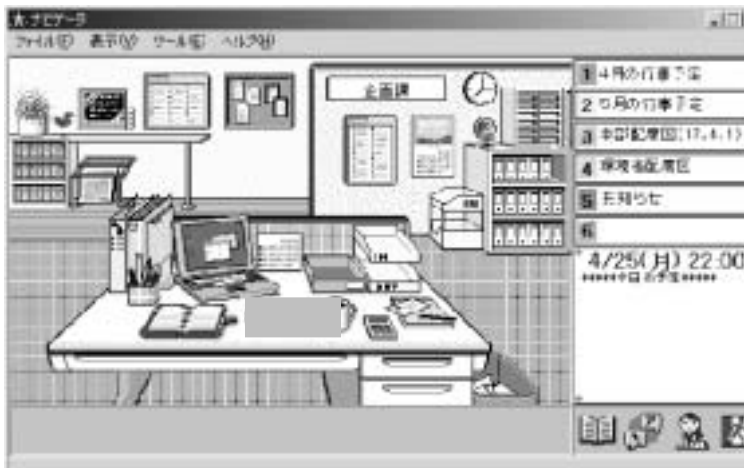
平成16年度中に整備する内部ネットワークを活用し、機構業務における各種事務等の手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。

平成16年度業務実績

- 1) ネットワークの統合（詳細：(5)電子化の推進等参照）
平成16年4月独立行政法人発足に伴い、旧公健協会、旧事業団のネットワークについて段階的に統合し、8月に東京事務所の川崎本部への移転により整備を完了した。
- 2) ネットワークを活用した手続き等の簡素化・迅速化、情報の共有化
ネットワークの統合により情報共有化システム（グループウェア：ネットワークを介して組織全体で作業等を行うことができるソフトウェア）を活用し、機構業務における各種事務等の手続きの簡素化・迅速化を図った。

<グループウェアの活用による主な手続き等の簡素化等>

項目	内容
理事会等の会議資料の共有化	理事会、部課長会の会議資料の職員全員への閲覧・周知
届出、申請様式の提供	給与、福利厚生等に係る届出、申請書等の様式の提供
規程集の提供	機構内部規程等の提供
各種マニュアルの提供	情報共有化システムなどの機構全体で利用するシステム等のマニュアルの提供
会議室及び共有備品の申請予約	会議室やプロジェクト等共有備品の予約・管理





3) 基金の運用等知識の共有化

資金管理委員会を設置し、各基金の運用等に係る知識の共有化を図った。

自己評価

2つの法人のネットワークを統合し、その活用を推進した。また、基金の運用等知識の共有化を図ることができた。

(3) 外部委託の推進

【中期計画】

機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託し、効率的な回収を図る。

また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。

【年度計画】

機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。

また、外部の専門機関に委託することがより効率的であると考えられる業務について検討し、その結果を踏まえアウトソーシングを行う。

平成16年度業務実績

- 1) 延滞債権等の債権回収専門会社（サービサー）への委託、回収状況
平成16年度新規にサービサー1社を追加し、委託先サービサーを4社とした。
新規委託債権数は4組合を追加し合計委託債権数を15組合とした。
平成16年度委託債権からの回収額は約36億円（元利金合計）である（平成15年度実績約14億円）。

（参考）サービサーへの委託費と委託債権からの回収額（億円、倍）

年 度	委託費 A	委託債権からの回収額 B	B / A
平成15年度	2.0	13.9	7.0
平成16年度	2.3	35.9	15.6

2) アウトソーシングの推進

機構業務において、外部の専門機関に委託することがより効率的であると考えられる業務について検討し、平成16年度において次の業務についてアウトソーシングを行った。

機構ホームページ用サーバの管理等業務委託

ホームページの効率的な管理・運用のため、専門知識を必要とする下表の業務についてアウトソーシングを行った。

（資料5：ホームページ管理・運用体制図参照）

(アウトソーシングした業務の概要)

項目	概要
サーバ及びデータの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開用のWEBサーバ、更新・削除前のHTMLデータ保管用DBサーバ、バックアップサーバ及び監視用サーバの管理 ・ 専用ファイアウォールによるセキュリティ対策（ウィルス対策ソフトの更新、OSの更新を含む） ・ 公開データのバックアップの実施（1回/日）
メールマガジン（登録者情報）のシステム管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期購読者（約1,000人）に情報を発信するためのメールマガジン登録者情報のシステム管理
ホームページ更新作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規サイトの作成及びサイトの修正によるHTML文書の作成、提供作業

なお、最新情報や発注情報など迅速性を要するものは、専用フォームを利用し機構職員が作成している。

給与計算事務委託

役職員の給与・賞与の計算、給与明細の作成、年末調整及び源泉徴収票等の作成事務について、事務処理の効率化を図るためアウトソーシングを行った。

自己評価

- 1) 延滞債権等の債権回収専門会社（サービサー）への委託、回収状況
平成16年度のサービサーへの委託については、新規サービサーを1社追加したほか、費用対回収効果も前年度に比べ高まった等、効率的な執行を図ることができた。
- 2) アウトソーシングの推進
サーバの管理及び給与計算事務等について、アウトソーシングを行い、業務及び事務処理の効率化を図ることができた。

参考データ名

(参考資料：資料5) ホームページ管理・運用体制図(P86)

(4) 契約に係る競争の推進

【中期計画】

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

【年度計画】

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

平成16年度業務実績

1) 契約に係る競争の推進

機構が実施する諸契約については、公正かつ透明性を図る観点から、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き原則として競争に付した。

また、契約事務の適正な執行を確保するため、一般競争契約によることを原則とすること及び規程上随意契約によることができる場合でも可能な限り競争契約方式の活用を図るための内規を制定し、各部へ周知徹底を図った。

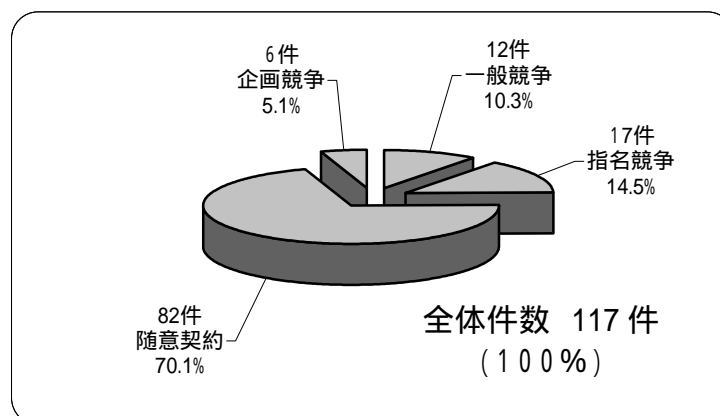
2) 企画競争の明文化

随意契約のうち、専門的又は高度な技術等を要するプログラム開発、調査・研究委託、その他の役務等で、予め具体的な仕様等を定めることが困難若しくは著しく不適當であって、競争入札に付することが適当でないものについては、技術、仕様等の提案、企画を公募し、最適なものを採用する方式「企画競争」で契約相手方を決定でき得るよう会計規程及び会計規程実施細則の改正を行った。

3) 競争の推進

平成16年度の競争契約に供した割合は、29.9%となった。

H16 契約状況 (契約別割合)



自己評価

機構が実施する契約については、公正かつ透明性を確保しつつ、さらに適正かつ効率的な面も考慮することが重要であることから競争の推進を図った。また、新たに提案・公募型の企画競争を採用することにより、一層の競争の推進を図ることができた。

(5) 電子化の推進等

【中期計画】

- ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。
- イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。
- ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。

【年度計画】

- ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。
- イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。
- ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを平成16年度中に導入する。

平成16年度業務実績

ア ネットワークの統合・整備状況

機構は、2つの法人の統合により設立されたため、各々の法人が独自のネットワークをもっていたが、これを統合し、共有システムの活用を図った。

ネットワークの整備・統合状況

- ・平成16年4月：川崎本部、東京事務所、大阪支部、4建設事務所を同一のネットワークで接続し、グループウェアも統一した。
- ・平成16年8月：東京事務所の川崎本部移転に伴い、機構のネットワークを一本化した。

共有システムの活用

法令の要請に応えるため又は事務処理の効率化・統一化を図るため、次の共有システムを整備し、機構全体での活用を図った。

システム名	システム概要
情報共有化システム（グループウェア）	各種資料等の提供及び情報の共有化 等
出退勤システム	機構職員の出退勤管理及び休暇申請・承認 等
文書管理システム	情報公開法に対応するため、機構文書管理規程に基づく法人文書の起案・施行及び保管状況の管理
経理電算システム	独立行政法人会計基準に準拠した経理・会計事務

イ オンライン申請等電子申請を行っている業務の事務処理の効率化

徴収システム

オンライン申告、FD申告は、申告データを内部システム（徴収システム）へ自動的に取り込むことができるため、入力処理に要する時間を書面申告に比べて削減することができる。

オンライン申告等の利用が促進されたことにより平成15年度比で処理時間数を9%短縮した。

(資料6：申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図参照)

納付システム

納付申請等提出書類作成の手引見直し及び提出期限の周知を図るとともに、都道府県等の事務負担軽減のための納付業務システム(FD申請)を促進した結果、事務処理日数を平成15年度比で6.8%削減した。

(の(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化参照)

助成金システム

関係地方公共団体の事務負担軽減のため助成金申請に係る電子化の体制を整備し、オンラインによる平成17年度助成金交付要望書の受付を開始した。

ウ 会計システムの導入等

経理電算システムの導入

機構発足時において、勘定毎に独自の会計処理、会計システムで行っていた。このため、基本となる予算から決算までを一元的に管理できる経理電算システムの構築を図り導入した。

公健勘定は、全面的に新システムへ移行した。基金勘定は、データ整理、入力テスト等を終了し、まもなく移行する予定である。

承継勘定については、緑地事業の原価計算等、特異な計算システムであるため、緑地事業の終了を待って、速やかに新システムに移行する予定である。

(資料7：経理電算システムに係る業務処理のフロー参照)

固定資産台帳管理

固定資産台帳管理事務は、機構全体の物品購入から償却まで一貫して管理するもので、その電子化を達成した。

自己評価

電子化・情報化の進展に対応した業務運営の効率化を図るため、各種基幹業務のシステム化を推進し、業務の遂行に寄与することができた。

ア ネットワークの統合・整備

平成16年8月までにネットワークを統合した。これに合わせて各種共有システムの活用を促進した。

イ オンライン申請等電子申請を行っている業務の事務処理の効率化

徴収システム

オンライン等電子申請について、申告納付説明会においてデモンストレーションを行うなど利用促進に努めた。

また、オンライン等電子申請を行う納付義務者の増加に伴い、事務処理の効率化を図ることができた。

納付システム

新たに、補償給付及び福祉事業で1自治体のFD申請を行うこととなり、一層の事務処理の効率化を図ることができた。

助成金システム

オンライン申請システムを整備し、運用を開始することができた。

ウ 会計システムの導入等

独立行政法人会計基準に対応した経理電算システムを平成16年度において構築し、導入した。そして、取り込みが可能なものは速やかに新システムに移行することができた。

固定資産台帳管理については、電子化を達成し、物品購入から償却まで一貫して管理するとともに、全ての物品に統一した標示票（シール）を貼付し管理の徹底を図った。

参考データ名

（参考資料：資料6） 申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図
（P87）

（参考資料：資料7） 経理電算システムに係る業務処理のフロー（P88）

3. 経費の効率化・削減 (1) 一般管理費

【中期計画】

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。

【年度計画】

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成16年度においても業務の効率化に努める。

なお、運営費交付金を充当する一般管理費については、平成15年度比で9%の削減を行う。

平成16年度業務実績

1) 一般管理費の削減

一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費を除く。）については、業務の効率化等に努めた結果、平成15年度比28.6%の削減を行った。

これは、中期目標の削減を計画的に実施したほか、平成17年度以降見込まれる多くの退職者経費、債権回収経費及び会計システムの改修等、その財源に充当する必要があることから、更なる経費の節約を行った上で運営費交付金債務として、次年度以降に繰越したものである。

2) 運営費交付金を充当する一般管理費の削減

運営費交付金を充当する一般管理費については、平成15年度比で27.3%の削減を行った。

これは、中期目標の削減を計画的に実施したほか、平成17年度以降に見込まれる多くの退職者経費、債権回収経費及び会計システムの改修等、その財源に充当する必要があることから、更なる経費の節約を行った上で運営費交付金債務として次年度以降に繰越したものである。

自己評価

一般管理費については、中期目標期間の削減を着実に達成するとともに、業務の効率化に努めることができた。

(2) 事業費

【中期計画】

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。

【年度計画】

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、平成15年度比で1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成16年度においても業務の効率化に努める。

平成16年度業務実績

1) 事業費の効率化

公害健康被害予防事業費（知識普及費、研修費及び予防情報提供事業費）について、平成15年度比で1.4%の業務の効率化を図った。

平成16年度事業費の効率化実績(A) (注)	平成15年度事業費予算(B)	(A) / (B)
3,636,837円	268,734,000円	1.35%

(注) 知識普及、研修及び予防情報提供事業で、競争入札の実施により効率化できたと評価した額

2) 運営費交付金を充当する事業費の削減

運営費交付金を充当する事業費については、業務の効率化等に努めた結果、平成15年度比9.8%の削減を行った。これは、中期目標の削減を計画的に実施したほか、平成17年度以降に見込まれる納付業務資料電算システムの改善、商工会議所とのネットワーク化及び賦課金徴収に係るサーバーの更新等、その財源に充当する必要があることから、更なる経費の節約を行った上で運営費交付金債務として次年度以降に繰越したものである。



自己評価

1) 事業費の効率化

平成16年度において目標である1%を超える業務の効率化を達成できた。今後も競争契約の推進等により、業務の効率化を進めていく。

2) 運営費交付金を充当する事業費の削減

事業費については、中期目標期間の削減を着実に達成するとともに、業務の効率化に努めることができた。

4. 業務における環境配慮

【中期計画】

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

【年度計画】

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」を定め、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

平成16年度業務実績

1) 環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）第7条の規定に基づき、国が定めた基本方針に則して平成16年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定（平成16年4月1日）し、機構ホームページで公表した。

また、同方針に基づき、機構全体の周知徹底を図った結果、特定調達物品購入については、対象物品が存在しない2品目（製図用三角定規、製本テープ）を除き、調達目標どおり100%を達成した。

2) 環境配慮のための実行計画

平成16年度1年間の電力使用量及び用紙の使用量を調査し、平成17年度「環境配慮のための実行計画」を策定した。この計画においては、用紙類の使用の削減及び電気使用量の削減等について具体的な対策を示すとともに、それぞれの削減目標量を明示した。

自己評価

1) 環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等

機構発足時から物品購入に際し、環境物品等の調達を周知徹底した結果、目標どおり達成できた。

2) 環境配慮のための実行計画

平成16年度は日常のエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めつつ1年間のエネルギー及び資源の使用量を調査把握し、平成17年度「環境配慮のための実行計画」を策定した。

参考資料名

（参考資料：資料8） 平成16年度環境に配慮した物品・役務の調達状況（P89）

（参考資料：資料9） 平成17年度環境配慮のための実行計画（P95）

（参考資料：資料10） 平成16年度電力使用量、コピー使用量の実績（P96）

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【中期計画】

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや季刊誌・広報誌等により情報提供を行う等、确实かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。

また、機構業務全般に関わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。

さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。

【年度計画】

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページや機構業務案内等を作成し、情報提供を行う等、确实かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。

また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。

平成16年度業務実績

1) 季刊誌・広報誌による周知・広報活動の状況

機構設立に伴い、公健協会及び事業団が実施していた業務が、機構に承継されたことについて、季刊誌・広報誌等により業務関係者、関係機関等に确实かつ適切に周知・広報し、円滑な業務の遂行に努めた。

＜季刊誌・広報誌による周知・広報活動の状況＞

広報資料等の名称	部数	主な周知・広報先
機構業務案内	4,400部 (英語版:250部)	賦課金納付義務者、関係地方公共団体、地球環境基金助成団体等
業務年報・統計	600部	委託商工会議所、賦課金関係産業界 都道府県庁等
公健制度30周年誌	500部	委託商工会議所、関係地方公共団体等
すこやかライフ	116,000部	関係地方公共団体、住民等定期購読者等
予防事業だより	6,000部	関係地方公共団体、公害健康被害予防基金拠出事業者等
地球基金便り	15,000部	地球環境基金助成団体、関係地方公共団体等

また、各事業や業務の実施段階において、事業等の関係者への周知・広報に努めるとともに、利用者、事業参加者及び研修受講者に対してアンケート調査を行い、参加者等のニーズを把握した。参加者等からの意見や要望等は今後の事業等に反映させていく。

2) ホームページによる情報提供の状況

平成16年4月に開設した機構ホームページにより、機構の業務概要の広報・周知に努めるほか、業務・事業の実施により得られた知見や利用者のニーズに応じた情報の提供を行った。

サイト名	アクセス数
機構トップページ	306,784件
ぜん息などの情報館	54,246件
大気環境の情報館	85,863件
地球環境基金情報館	100,713件
地球温暖化コーナー	312,067件
エコカーワールド	12,603件
汚染負荷量賦課金のご案内	17,237件
機構のご案内	31,552件



(資料11：ホームページのサイト別・月別利用状況参照)

3) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組

機構は、環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすため、機構が保有するノウハウ等を活用し、次の取り組みを行った。

- ・ 環境保健、大気環境及びエコドライブなどの知識やノウハウ等を活用し、環境省からの受託業務を実施
- ・ 日韓環境技術協力協定に基づき、韓国環境管理公団との情報交換や資料の提供等
- ・ 機構への来訪者や環境学習を行う小学生に対し、公健制度や大気環境の情報などの説明
- ・ 機構ホームページでの問い合わせや照会事項への対応、情報の提供

自己評価

1) 季刊誌・広報誌による周知・広報活動の状況

2法人が行ってきた業務を機構が担うことについて、広報誌やホームページを活用し、関係者や関係機関に周知・広報を行った結果、汚染負荷量賦課金納付義務者、地球環境基金助成対象団体等の理解を得、汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の平成15年度水準の維持等、機構においても旧法人とかわらぬ業務実績を上げることができた。

2) ホームページによる情報提供の状況

機構のホームページを利用し、機構が行う業務で得られた知見等の情報提供に努め、多くの方々の利用を得ることができた。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 3) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組
環境分野の政策実施機関としての取組について、可能な範囲で対応した。今後とも内外の様々な要請に応えていくよう努めていく。

参考データ名

(参考資料：資料11) ホームページのサイト別・月別利用状況(P97)

1. 公害健康被害の補償及び予防業務

(1) 汚染負荷量賦課金の徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

【中期計画】

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

【年度計画】

委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応を実現するため、以下に掲げる（P29 納付義務者等に対する効果的な指導）及び（P31 納付義務者に対するサービスの向上）を実施する。

また、賦課金申告に関する情報を広く納付義務者へ提供するため、賦課金専用ホームページを活用する。

特に平成16年度は、機構発足年度であることから、申告納付説明会等を通じ、納付義務者へ周知することにより、汚染負荷量賦課金の適正・公平な申告・納付が行われるよう努める。

平成16年度業務実績

1) 汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の状況 (単位：円・%)

徴収率

年度	徴収計画額	徴収決定額	徴収率
平成15年度	51,017,623,000	51,201,881,900	100.36
平成16年度	49,209,117,000	49,553,456,000	100.69

収納率

年度	徴収決定額	収納済額	収納率
平成15年度	51,201,881,900	51,197,861,900	99.99
平成16年度	49,553,456,000	49,551,398,300	99.99

2) 納付義務者及び委託商工会議所に対し機構発足等に関する周知

汚染負荷量賦課金の申告等に関する手続きは、平成16年4月1日から開始するため、平成15年度下期から、納付義務者、委託商工会議所に対し、独立行政法人化に伴う公健制度の内容及び事務所移転について通知するとともに汚染負荷量賦課金ホームページを活用し周知を図った。

また、平成16年度汚染負荷量賦課金申告納付説明会（103会場）において、業務案内（パンフレット）を用いて独立行政法人化に伴う汚染負荷量賦課金の取り扱いについて説明を行い、公害健康被害補償制度が機構に承継されたことについての理解を得た。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を委託商工会議所と連携を図り業務を遂行した結果、汚染負荷量賦課金の徴収計画に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、平成15年度実績の水準の維持を図ることができた。

また、独立行政法人化及び事務所の移転について、納付義務者への周知を行ったことにより、円滑な事務の推進を図ることができた。

納付義務者等に対する効果的な指導

【中期計画】

- ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国156商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。
- イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

【年度計画】

- ア 業務委託商工会議所担当者研修会を開催して、制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、担当職員が定期的に商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。
- イ 説明会出席事業者からの質問事項を取りまとめ、その結果を次年度以降の説明資料・内容へ反映させる。

平成16年度業務実績

ア 委託商工会議所に対する的確な業務指導

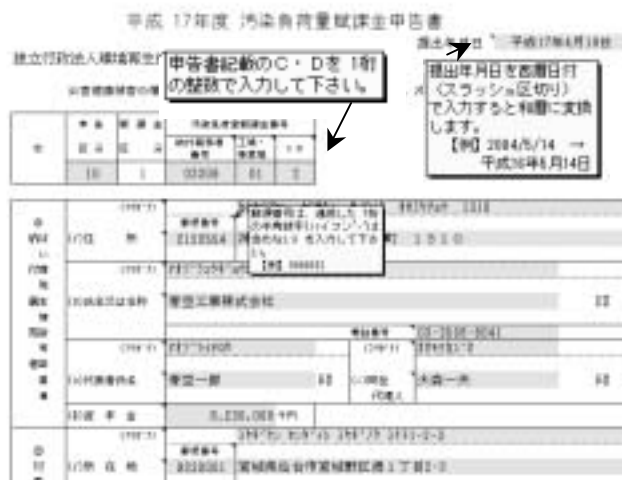
汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国524商工会議所（平成15年3月末）のうち、156商工会議所（全国47都道府県、最低1商工会議所と事務委託を行う）に、汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託（期間：平成16年4月1日から6月14日まで）を行った。委託徴収業務に携わる者に対し、業務委託担当者研修会を開催（平成17年3月3日）し、汚染負荷量賦課金申告書等の受理、点検及び徴収業務の質問等に的確に対応、指導を行うに必要な専門技術の習得等を図った。

45商工会議所に対して委託徴収業務の内容点検を行い、備え付けるべき業務実施台帳等の記載事項もれ等について改善を求めるなどの指導を行った。

イ 汚染負荷量賦課金申告納付説明会のフォローアップ

申告納付説明会に従事した者に対し、説明内容等に関するアンケートを実施し、その内容等を踏まえ、説明会の事後検討会を実施した。その検討結果をもとに、電子申告等に関する説明デモファイル等をよりわかりやすくするなどの改善を図った。

説明デモファイルの改善例 →





第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

ア 全国156商工会議所への徴収業務の一部委託を継続し、賦課金を申告する納付義務者への利便性を図った。

また、業務委託担当者研修会の実施及び委託商工会議所への指導等により納付義務者からの問い合わせ等に的確に対応することができた。

イ 説明会後に説明会に従事した職員へのアンケート調査、事後検討会の開催などにより、課題等の把握ができ、翌年度の説明会に使用するデモファイル等の改善を行うことができた。

納付義務者に対するサービスの向上

【中期計画】

- ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。
- ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。
- エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。

【年度計画】

- ア 委託商工会議所が主催する103会場の説明会へ機構職員の組み合わせ等を勘案の上派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、説明資料に反映させる。また、他部からの申告・納付説明会講師経験のある機構職員の応援を得て、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。
- ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、必要に応じてホームページの改善を図る。
- エ 「名称等変更届出書」のオンライン化を図り、納付義務者の利便性を高める。

平成16年度業務実績

- ア 汚染負荷量賦課金申告納付説明会への的確な対応
103会場、4,045事業者の出席（48%）を得て実施した。各説明会場では、質疑応答等の時間を設け、全体又は個別に対応した。
- イ 適正な申告への取組
誤りの多い事例を整理し、申告納付説明会で指導するほか、FD・オンライン申告に使用する様式（雛形ファイル）の改善を図った。また、この改善をもとに平成17年度の説明資料に反映させた。
説明会期間中の問い合わせに職員を配置し、対応した。特に、オンライン申告に係る問合せについては、通話料無料の「ヘルプダイヤルデスク」を開設し、専門家がシステムのトラブルなどに対する技術指導を行った。
- ウ 賦課金専用ホームページの改善
電子メールで寄せられる主な質問は、賦課金の計算方法に関する事項であり、これら質問に的確に対応するとともに、申告納付手続きに関するマニュアルの改正等にも反映した。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

また、申告・納付に関する Q&A をより見やすく改善した。

エ 「名称等変更届出書」のオンライン化

「名称等変更届出書」のシステム化を実現したので、オンラインでの申請を可能とし、納付義務者の利便性を高めた。

自己評価

申告納付説明会においては、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することができた。

また、「名称等変更届出書」のオンライン化を実現したので、その利用について申告納付説明会等を通じ、周知を図っていく予定である。

(2) 都道府県等に対する納付金の納付
納付申請等に係る事務処理の効率化

【中期計画】

- ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告（以下「納付申請等」という。）に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減する。
- イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。
- ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

【年度計画】

- ア 平成16年度においては、都道府県等からの提出期限の徹底を図り、事務処理日数を平成15年度比で5%削減するとともに、平成17年度以降の更なる事務処理削減に向け、都道府県等が作成する申請書等の誤りを極力削減するため、納付要綱及び納付業務システム操作マニュアル等を随時見直し、更にFD未導入の都道府県等に対してその導入を働きかける。
- イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施することとする。なお、必要に応じ、再指導を実施することとする。
- ウ 上記イに係る現地指導のほか、福祉事業の実態調査の積極的な実施を通じ情報収集を行い、その結果を環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

平成16年度業務実績

ア 納付申請等提出書類作成の手引見直し及び提出期限の周知を図るとともに、納付業務システム（FD申請）を促進した結果、事務処理日数を平成15年度比で6.8%削減した。

また、FD申請の導入への働きかけの結果、新たに補償給付及び福祉事業でそれぞれ1自治体がFD申請を行うこととなった。

申請書等の審査日数

納付金の名称	平成15年度	平成16年度
補償給付費納付金	136日	126日
公害保健福祉事業費納付金	83日	78日
計	219日	204日
削減率（対15年度）		6.8%

電子媒体による申請都道府県等

納付金の名称	平成15年度	平成16年度
補償給付費納付金	37/40	38/40
公害保健福祉事業費納付金	40/45	41/45

イ 原則3年に1回のサイクルで実施する現地指導を、平成16年度は旧第一種地域15県市区、第二種地域3県市を対象に行った。前年度提出された実績報告書についての確認を行った結果、事務手続等に関し問題があるものについて指導した。

＜現地指導実施状況＞

地 域	都道府県等名	実施件数
旧第一種地域	港区 品川区 渋谷区 豊島区 江東区	15県市区
	荒川区 足立区 富士市 名古屋市 大阪市	
	豊中市 東大阪市 倉敷市 岡山県 大牟田市	
第二種地域	宮崎県 熊本県 鹿児島県	3県

ウ 3県市区に事業実態調査を行い、事業内容、問題点及び参考となる事例などを聴取した。聴取内容については、関係都道府県等に周知し、今後の事業運営の参考としてもらうとともに、環境省に対し事業に係る関係都道府県等の具体的要望について報告を行い、より効果的な事業となるよう努めた。

＜公害保健福祉事業実態調査実施都道府県等＞

都道府県等名	事業名
大田区	水中健康回復事業（新規事業）
愛知県	指定施設利用事業
大阪市	1泊2日のリハビリテーション

自己評価

ア 関係書類作成要領等の見直し及び各申請書類の提出期限の周知徹底を行い、事務処理日数の短縮を図った。これにより、都道府県等事務負担の軽減化及び機構内部事務処理の効率化を図ることができた。

イ 現地指導の結果、問題がある事項については改善の指導を行い、事務の適正化を図った。

公害保健福祉事業について、患者の高齢化に伴う今後の事業展開など事業従事者と意見交換を行い、今後の参考とした。

ウ 公害保健福祉事業に関する実態調査では、大田区が行う平成16年度から新規事業となった水中健康回復事業の実施状況が確認できた。

納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減

【中期計画】

ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。

現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。

イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。

【年度計画】

ア 平成16年度中においては、電子化未導入の都道府県等に対し重点的に導入の促進指導を実施する。

イ 補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を見直し、平成16年度中に簡略化する。

平成16年度業務実績

ア FD申請について、未実施都道府県等に対し導入を進めるとともに、申請等における問い合わせに適宜対応し、納付金の申請等に係る電子化を推進した。

また、指導調査の際、オンライン申請の可能性等について意見を聴取した。今後も、引き続き、指導調査時に意向調査を実施する予定である。

電子媒体による申請都道府県等（再掲）

納付金の名称	平成15年度	平成16年度
補償給付費納付金	37/40	38/40
公害保健福祉事業費納付金	40/45	41/45

指導調査15都道府県等におけるオンライン導入の意向について

項目	県市区数
導入意向有り	6
今後検討が必要	8
導入意向無し	1
計	15

イ 補償給付費納付金の返納事務に関する提出書類の見直しを行い、返納申請書に係る患者及び遺族等の個人情報を確認するための書類を様式化し、個人情報保護法に対応するとともに、関係都道府県等事務処理の簡略化を図った。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

- ア 補償給付及び公害保健福祉事業の申請手続きについて、FD申請を1自治体が新たに実施したことで事務処理の効率化が図られた。引き続き、未実施都道府県等に対しても導入に関する検討を促していく。
- イ 書類の内容を様式化して添付することにより、個人情報保護法に対応することができ、併せて関係都道府県等の事務処理の簡略化を図ることができた。

(3) 公害健康被害予防事業
基金運用と事業の重点化

【中期計画】

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。

【年度計画】

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。

平成16年度業務実績

1) 公害健康被害予防基金の運用状況

「平成16年度公害健康被害予防基金の運用方針」（以下「運用方針」という。）を策定し、安全かつ有利な運用を行った。

運用方針に基づく運用

- ・ 市場金利の動きを見極めリスクを勘案しつつ、超長期（20年債・30年債）ものによる債券化
- ・ 有価証券償還額の平準化を図るため、中長期（5年債・10年債）ものによる債券化

平成16年度運用収入

区 分	平成16年度予算額 (A)	平成16年度決算額 (B)	(A) - (B)
収 入	1,659百万円	1,632百万円	27百万円
利 回 り	3.25%	3.24%	

2) 事業の重点化、効率化

予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、年度計画に定める地域住民の健康確保につながる次の事業に重点化し、効率化を図った。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 助成事業：健康相談、健康診査、機能訓練事業（いわゆるソフト3事業）については、地域住民のぜん息等発症予防、健康回復につながる事業として重点的に交付決定
- ・ 知識普及事業：講演会・講習会などの開催を自治体に案内し、要望のあった自治体は全て実施。また、患者や保護者からの要望の高かったぜん息電話相談を通年で実施

（詳細は、「調査研究の実施及び評価」、「知識の普及及び情報提供の実施」及び「助成事業の効果的・効率的な実施」を参照）

自己評価

金利動向等を見極めつつ有利な運用を図ることができた。また、いわゆるソフト3事業や知識普及事業に重点化し、効率的に事業を実施することができた。

参考データ名

（参考資料：資料12） 公害健康被害予防基金債券運用状況（P98）



ニーズの把握と事業の改善

【中期計画】

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

【年度計画】

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

平成16年度業務実績

1) ニーズの把握

パンフレットの利用者、講演会（地域住民を対象：4箇所）や講習会（保健師、養護教諭等を対象：8箇所）及びイベント等（12箇所）の参加者に対し、アンケート調査を実施し、満足度やニーズを把握した。

（詳細は、知識の普及及び情報提供の実施を参照）

2) 事業への反映

アンケート結果における事業参加者等の意見や要望を取りまとめ、平成17年度における講演会・講習会やイベント等の各事業に反映させる。

自己評価

対象となる全ての事業で、アンケート調査を行い、事業参加者の満足度及びニーズを把握することができた。参加者の意見や要望は平成17年度事業に反映させていく。

調査研究の実施及び評価

【中期計画】

ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化を図る。

これにより調査研究費総額を平成15年度比で20%以上削減する。

なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

区分	重点分野	公募によるスケジュール
環境保健分野	ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法	平成18年度から実施する新規調査研究課題について、公募を17年度から実施
大気環境の改善分野	幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法	平成17年度から実施する新規調査研究課題について、公募を16年度から実施

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

【年度計画】

ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化を図り、環境保健分野で8課題、大気環境の改善分野で4課題を実施する。

なお、調査研究費総額は平成15年度比で5%以上削減する。

大気環境の改善分野について平成17年度から実施する新規調査研究課題については、幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法を重点分野として公募を16年度から実施し、透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、大気環境の改善分野の新規課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページで広く公開する。

平成16年度業務実績

ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施

1) 課題の重点化

環境保健分野に係る調査研究は、計画した8課題のうち、継続6課題及び新規1課題の計7課題を実施した。

なお、1課題（ぜん息発作時の吸入器（ネブライザー）貸与推進モデル事業）は、実施できなかった。

（資料13：平成16年度環境保健分野に係る調査研究概要参照）

大気環境の改善分野に係る調査研究は、計画した4課題の調査研究を実施した。

（資料14：平成16年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要参照）

2) 調査研究費の総額は、平成15年度比で20%以上削減となった。

3) 公募要領を定め、平成17年度から新たに実施する大気環境の改善分野に係る調査研究課題について、3課題をホームページ上で公募した。課題の決定は、募集締切（平成17年5月13日）後、60日以内に行う予定である。

（資料15：大気環境の改善分野に係る公募内容参照）

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等

1) 平成15年度の調査研究課題について、実施要領に基づき、外部有識者による委員会において評価を行い、全課題とも評価基準5段階（A～E）でC（普通）以上の評価を得た。その結果は、平成16年度の調査研究の実施に反映させた。

（資料16：調査研究評価委員会及び評価項目参照）

2) 調査研究成果について評価・討議するため、各分野別に研究発表会を開催した。

また、研究成果については、成果集を作成して地方公共団体等へ配布したほか、機構ホームページで公開した。



自己評価

ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施

年度計画に定めた課題に重点化し、環境保健分野に係る8課題のうち7課題は実施できたが、1課題については関係機関との調整がつかなかったため、実施できなかった。

また、大気環境の改善分野の研究は、平成17年度から実施する課題について計画どおり公募を行うことができた。

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等

評価結果の平成16年度研究への反映及び研究成果の公表等について計画どおり実施することができた。

参考データ名

(参考資料：資料13) 平成16年度環境保健分野に係る調査研究概要(P99)

(参考資料：資料14) 平成16年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要
(P101)

(参考資料：資料15) 大気環境の改善分野に係る公募内容(P102)

(参考資料：資料16) 調査研究評価委員会及び評価項目(P103)

知識の普及及び情報提供の実施

【中期計画】

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。

【年度計画】

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページや予防情報提供誌等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数について前年度より5%の増を図る。

平成16年度業務実績

ア)パンフレットの配布、イベント等の実施による知識普及

1)知識普及事業実施状況

環境保健分野

- ）啓発用パンフレット約 304,000 部及び「すこやかライフ」116,000 部を配布
- ）講演会（地域住民対象に4箇所）及び講習会（保健師等対象に8箇所）を実施
- ）ぜん息電話相談を通年で実施
- ）ぜん息児水泳記録会を2箇所で開催
- ）未就学児等ぜん息指導事業を2箇所で実施



大気環境分野

- ）啓発用パンフレット約 39,000 部を配布
- ）低公害車フェアを6箇所で実施。東京モーターショーに出展
- ）エコライフフェアに出展
- ）大気汚染防止推進月間事業として、ポスターの公募・掲出及びエコドライブコンテストを実施



（資料17：平成16年度知識の普及事業実施状況参照）

2)知識普及事業アンケート調査結果

5段階中上位2段階の評価が80%以上の高い評価を得た。アンケートにおける意見や要望は平成17年度事業に反映させ、さらに質の向上を図る予定である。

（資料18：知識の普及事業に係るアンケート調査結果参照）

3)5年を経過したパンフレットの見直し

アンケート調査の結果では内容の見直しに関する意見はなかった。

イ)ホームページ等による情報提供

各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を機構ホームページ、予防情報提供誌を活用し幅広く積極的に提供した。機構ホームページ作成時に、デザインを一新し、事業への参加申込みやパンフレットの申込みを容易にした結果、平成15年度に比較してアクセス件数が大幅に増加した。

<ホームページアクセス件数>

区分	15年度(A)	16年度(B)	B/A
ぜん息などの情報館	38,608件	54,246件	140%
大気環境の情報館	36,350件	85,863件	236%



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

ア)パンフレットの配布、イベント等の実施による知識普及

利用者、参加者へのアンケート結果では、年度計画で定めた満足度に係る目標を概ね達成することができた。特に、講演会・講習会、ぜん息電話相談など重点化した事業については、高い評価（86%～96%）を得た。

イ)ホームページによる情報提供

ぜん息などの情報や大気環境の情報について、利用者が利用しやすいように改善した結果、ホームページアクセス件数が、当初想定した15年度比5%増の目標を大幅に上回る件数を確保することができた。

参考データ名

(参考資料：資料17) 平成16年度知識の普及事業実施状況(P105)

(参考資料：資料18) 知識の普及事業に係るアンケート調査結果(P109)

研修の実施

【中期計画】

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

【年度計画】

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修（小児・成人）及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

平成16年度業務実績

ア) 研修事業の実施状況

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者等を対象として、3種5コースの研修を実施し、延べ290名の参加を得た。

イ) 研修ニーズの把握とカリキュラムへの反映

平成15年度における関係者へのアンケート及びヒアリング等をもとに、研修ニーズに対応したテーマを取り入れる等、平成16年度事業におけるカリキュラムや実施内容に反映させた。

< 研修ニーズに対応したカリキュラムの主な反映事項 >

研修名	反映事項
保健指導研修	<ul style="list-style-type: none"> 東日本、西日本の二会場に分割して実施 小児部門及び成人部門を分けて実施 半日単位の聴講生の募集枠を拡大して実施
機能訓練研修	<ul style="list-style-type: none"> 運動療法の現状と、自治体事業の紹介及び議論の場を設定 改訂した水泳教室運営マニュアルの内容周知のための講義を実施
環境改善研修	<ul style="list-style-type: none"> 好評である自動車環境対策の講義を引き続き実施

ウ) 研修事業アンケート調査結果

回答者から、5段階中上位2段階の評価が92%と高い評価を得た。アンケートにおける意見や要望は、平成17年度に反映させ、さらに事業の質の向上を図っていく。

事業内容	受講者	回答者	回答率	5段階中上位2段階の評価	
				割合	人数
機能訓練研修	87人	38人	43.7%	97.4%	37人
保健指導研修	151人	132人	87.4%	91.7%	121人
環境改善研修	52人	43人	82.7%	90.7%	39人
合計	290人	213人	73.4%	92%	197人

自己評価

研修事業は、計画どおり実施し多数の参加を得た。アンケート結果をカリキュラムに反映させることができ、多くの受講者より「大変有意義であった」又は「有意義であった」との高い評価が得られた。

参考データ名

(参考資料：資料19) 平成16年度研修事業実施状況(P110)

助成事業の効果的・効率的な実施

【中期計画】

ア 助成事業の重点化

i) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。

ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。

なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成16年度に必要な見直しを行うこととする。

イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で20%削減する。

【年度計画】

ア 助成事業の重点化

i) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

さらに、調査研究の成果を事業の質の向上に反映させていくこととする。

ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、最新規制適合車等への代替促進等局地的な大気汚染地域の改善につながる事業を重点に実施する。

なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成16年度に必要な見直しを行うこととする。

イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を本年秋頃から開始する。

また、内部事務処理の効率化に努めることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対して短縮を図る。



平成16年度業務実績

ア 助成事業の重点化

健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業（ソフト3事業）に重点化を図り、これら3事業の要望は、優先的に採択し交付決定を行った。この結果、予防事業費全体に占めるソフト3事業の割合は、平成15年度の32%から38%に増加した。

また、個別の相談事業に加え、地域住民がより参加しやすい集団相談事業を助成対象として拡充した。

調査研究事業の成果は、ぜん息児向けの水泳指導マニュアルの改訂や研修内容に反映させ、事業の質の向上を図った。

最新規制適合車等代替促進事業については、局地的な大気汚染地域へ重点化したものの、助成台数は225台にとどまり、前年度比で115台減少した。

また、低公害車普及(助成)事業については、継続事業を除き、平成17年度からの新規採択は凍結した。

イ 助成金交付申請等手続きの電子化等

オンライン申請システムを整備・完了し、平成17年1月から平成17年度交付要望を受け付け、56自治体中16自治体からオンラインによる申請があった。

また、事務処理日数は、67日から65日になった。今後、オンライン申請システムと内部事務処理システムを連動させ事務処理日数の更なる短縮を図っていく。

自己評価

ア 助成事業の重点化

ソフト3事業に重点化し、助成対象の拡充を図ることができた。一方、最新規制適合車等代替促進事業については、計画を下回ったが、助成条件などの見直し、ユーザーのニーズに適合する事業内容を平成17年度に構築していく。

イ 助成金交付申請等手続きの電子化等

助成金交付申請手続きのオンライン化を実現し、平成17年度交付要望書申請から運用を開始することができた。

参考データ名

(参考資料：資料20) 平成16年度助成事業実施状況(P111)



2 地球環境基金業務
(1) 助成事業に係る事項
助成の固定化の回避

【中期計画】

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。

【年度計画】

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。

平成16年度業務実績

地球環境基金助成専門委員会（平成16年12月14日開催）において、平成17年度地球環境基金助成金交付要望募集要領に係る審議を行い、助成対象活動への助成継続年数の限度として、「一つの活動に対する助成期間は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。」旨を同要領に明記するとともに、同委員会における採択案審査において厳正に履行した。

- ・平成17年度採択件数202件中、同一活動に係る継続3年超の交付件数0件

自己評価

平成17年度地球環境基金助成金交付要望募集要領に一つの事業に対する助成期間を明記した。採択案審査の結果、同一活動に係る継続3年超の交付件数はなく、年度計画を達成することができた。



助成の重点化等

【中期計画】

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。

【年度計画】

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。また、地球環境基金運営委員会の下に第三者による委員会を設置し、評価方法等に関する検討を行う。

平成16年度業務実績

1) 助成対象分野及び海外助成対象地域の重点化

地球環境基金助成専門委員会（平成16年12月14日開催）において、平成17年度地球環境基金助成金交付要望募集要領に係る審議を行い、助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る旨を同要領に明記の上、同委員会での採択案審査において履行した。

- ・ 平成17年度アジア太平洋地域への重点化率：83.3%

2) 第三者による委員会の設置及び評価方法の検討等

第三者による評価専門委員会を設置（平成16年8月）し、第1回委員会（10月15日）において、助成対象活動に係る評価方法等の検討を行った。また、評価方法の検討を進めるため、国内（6箇所）及び海外（1箇所：ベトナム）への現地調査（11月～2月）を実施した。

自己評価

採択案審査の過程で助成対象分野及び対象地域の重点化を図ることができた。また、引き続き、評価方法の導入に向けた検討を進める。

参考データ名

（参考資料：資料21）平成17年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項（P113）



処理期間の短縮

【中期計画】

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。

【年度計画】

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化等、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間の短縮を図るための具体的方策を検討する。

平成16年度業務実績

助成金の支払については、年度当初に年間5回の支払時期（支払い申請書提出締切日及び支払日）を明示し、毎回、各団体から提出される支払請求書（領収書に基づく部分精算払い）を精査の上、全ての団体に対し、一括して支払いを実施している。

支払処理期間の短縮のための具体的方策として、支払事務そのものの効率化に加え、支払期間毎（平成16年度事業実績：5回）に、早期に支払条件を満足することが確認できた案件については支払日を前倒して支払うこと等を検討した。

- ・ 平成16年度処理期間：30.53日（15年度処理期間：31.24日）

自己評価

1件当たりの支払い平均処理期間を短縮することができた。

現在の平均処理期間（約30日）の短縮については、申請書類が整った支払い可能な団体に対して、支払日を繰り上げて処理をすることとしたいが、申請書類の提出時期による団体間での不公平が生じるため、業務の効率性も勘案しつつ具体的な方策を引き続き検討する。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第三者機関による評価を踏まえた対応

【中期計画】

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。

【年度計画】

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

平成16年度業務実績

地球環境基金助成専門委員会（平成16年12月14日開催）において、平成17年度地球環境基金助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定し、募集を行った。提出された要望案件について、同専門委員会（平成17年3月10日、4月6日開催）及び地球環境運営委員会（同年4月19日開催）において採択審査を行った。

なお、平成17年4月20日に採択し、採択結果はホームページ等で公表している。

自己評価

募集要領及び審査方針の策定・審査、採択結果の公表は、計画どおり実施することができた。



利用者の利便向上を図る措置

【中期計画】

- ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。
- イ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ & Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。

【年度計画】

- ア 助成案件の内定及び交付決定の早期化を図るため、募集時期の早期化や年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等の具体的方策の検討を行う。
- イ 助成金交付要望団体や助成交付要望団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ & Aの充実等を推進する。
- ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。

平成16年度業務実績

- ア 平成17年度事業について、予算内示後、速やかに募集（平成17年1月4日～1月25日）を行い、年度の早い時期（平成17年4月20日）に助成採択案件の内定公表を行った。今後、内定説明会等を経て、早期に交付決定通知を行うこととしている。
- イ 募集要領等が決定次第、募集案内及び申請様式（ダウンロード可）等の情報についてホームページに掲載した（平成16年12月24日）。
- ウ 助成先一覧、活動事例をホームページで提供した。なお、平成15年度分の活動事例を追加掲載した（平成16年10月）。

自己評価

対応可能な範囲で募集時期、交付内定及び交付決定の早期化を進めることができた。また、募集案内、申請様式及び助成団体一覧等の公表も計画どおり実施することができた。



(2) 振興事業に係る事項
調査事業の重点化

【中期計画】

調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

【年度計画】

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに民間団体等のニーズ調査方法等について検討を行う。

平成16年度業務実績

調査事業は、重点施策等国の政策目標に沿って、次の課題を実施した。

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の成立等を踏まえ、環境保全に関する協働活動推進モデル事業を3地区（三重地区、神奈川地区、愛三岐地区）において実施

不登校・ひきこもり児童等の環境教育によるこころの回復支援調査事業（3年計画2年目）を実施

平成16年版環境NGO総覧を発行し図書館等への配布

評価専門委員会の助成事業の第三者評価に資するための調査

また、民間団体等のニーズを把握するため、環境NGOと市民の集い等の講座において、アンケート調査を実施した。

自己評価

中央環境審議会中間答申「環境保全活動の活性化方策について」及び「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の成立等を踏まえ、国の重点施策、国の政策目標に沿う調査研究を実施することができた。また、民間団体等のニーズ把握のためのアンケート調査も実施した。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

研修事業の効果的な実施

【中期計画】

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

【年度計画】

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を検討する。

平成16年度業務実績

研修事業は、10種29講座（集いを含む。）を開催し、講座受講者等に対し、カリキュラム等の評価及びニーズの把握のためのアンケート調査を実施した。

アンケート回答者のうち、全ての講座において有効回答者の70%以上から「有意義であった」との評価を得た。

研修名	開催場所	有意義回答率(%)	研修名	開催場所	有意義回答率(%)	研修名	開催場所	有意義回答率(%)	研修名	開催場所	(有意義回答率)(%)
環境NGOと市民の集い	北海道・東北ブロック	97	組織マネジメント講座	北海道・東北ブロック	100	協働コーディネーター養成講座	北海道・東北ブロック	94	インターンシップ研修	海外	100
	関東ブロック	99		関東ブロック	100		関東ブロック	94		国内	100
	中部・北陸ブロック	94		中部・北陸ブロック	78		中部・北陸ブロック	88	自然保護戦略講座	大阪	88
	近畿ブロック	91		近畿ブロック	100		近畿ブロック	100	会計講座	東京(初級)	97
	中国・四国ブロック	81		中国・四国ブロック	100		中国・四国ブロック	100		東京(中級)	96
	九州ブロック	98		九州ブロック	95		九州ブロック	100		大阪(初級)	100
	宮崎地区	100		海外派遣研修	ミャンマー・タイ		100	国際協力講座	東京	87	環境アセスメント講座
	緊急クマシボジウム	京都	90								

	参加者数(人)	アンケート回収数	回収率(%)	有意義回答数(人)	有意義回答率(%)
集い・シンポジウム	1,106	517	47	481	93
研修講座	509	386	76	349	90
全体	1,615	903	56	830	92

自己評価

研修受講者に対しアンケート調査を行い、全ての講座で高い評価を得ることができた。



第2章 業 務 実 績
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 地球環境基金の運用等について

【中期計画】
 民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。
 また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

【年度計画】
 民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、中期計画に基づき、積極的に募金等の活動を行う。
 また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

平成16年度業務実績

ア) 募金活動等

地球環境基金事業の役割に対する理解が得られるようホームページで寄付の方法や基金の造成状況、助成件数や助成金の推移を掲載し、募金活動を行ったほか、引き続き募金箱を設置するとともに、機構が行う研修講座等の場を活用し、寄付を募った。
 なお、ご寄付をいただいた方々の名称・氏名等をホームページ等に記載している。

平成16年度寄付金受入実績：約1500万円の(昨年同時期比122.7%)

地球環境基金造成状況

(単位: 件・百万円)

区 分		5～6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	累 計
政府 出資金	件数	2	1	1	3	2	2	3	2	0	0	0	16
	金額	2,000	1,000	1,000	1,000	900	500	2,500	500	0	0	0	9,400
民間等 出えん金	件数	657	287	273	238	464	994	883	690	475	392	873	6,226
	金額	2,216	407	634	430	482	11	8	18	13	13	15	4,249
合 計	件数	659	288	274	241	466	996	886	692	475	392	873	6,242
	金額	4,216	1,407	1,634	1,430	1,382	511	2,508	518	13	13	15	13,649

平成16年度中に満期等を迎える債券について、安全かつ有利な運用を図るため、地球環境基金の運用方針を策定し、運用した。

イ) 基金運用状況

平成16年度中に満期等を迎える債券について、安全かつ有利な運用を図るため、地球環境基金の運用方針を策定し、運用した。

自己評価

募金活動を行い、平成15年度末までの5カ年間の出えん金の平均額を上回る寄付を得ることができた。また、満期を迎える債券は、運用方針に従い安全かつ有利な運用を行えた。



3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務

【中期計画】

助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

【年度計画】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱及び同取扱要領等を策定し、これをホームページ等において公表する。また、これに基づく事業の採択等を行った場合についても同様に公表する。

平成16年度業務実績

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要領を策定（平成16年12月15日施行）し、ホームページにおいて公表（平成16年12月24日）した。

助成金交付申請のあった振興事業（指定事業者の行う安全性の評価に係る調査研究）について、審査の上採択（1件）し、ホームページで公表（平成17年4月28日）した。

自己評価

助成金交付要綱、交付要領を作成し、ホームページで公表することができた。また、採択した事業も公表することができた。



4 維持管理積立金の管理業務

【中期計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

【年度計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

平成16年度業務実績

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し、運用利息額等について通知（平成17年2月28日）した（73件）。また、当該積立者を管理する都道府県に対し、維持管理積立金の積立状況を通知（平成16年6月30日）した。

自己評価

維持管理積立金の管理業務について、積立者に対する運用利息額等の通知を適切に行うことができた。

予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画

- (1) 予算(人件費の見積含む。)
- (2) 収支計画
- (3) 資金計画

【年度計画】	
(1) 予算	
総計	別表 - 1
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 2
地球環境基金勘定	別表 - 3
承継勘定	別表 - 4
(2) 収支計画	
総計	別表 - 5
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 6
地球環境基金勘定	別表 - 7
承継勘定	別表 - 8
(3) 資金計画	
総計	別表 - 9
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 10
地球環境基金勘定	別表 - 11
承継勘定	別表 - 12

平成16年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	3,098	3,098	0
国庫補助金	9,148	9,072	76
その他の政府交付金	12,544	12,537	7
都道府県補助金	2,000	1,906	94
長期借入金	14,000	1,000	13,000
環境再生保全機構債券	7,000	6,998	2
業務収入	88,783	96,022	7,238
受託収入	20	198	178
運用収入	1,863	1,823	40
その他の収入	1,129	827	302
計	139,585	133,480	6,105
[支出]			
業務経費	74,491	69,578	4,913
公害健康被害補償予防業務経費	67,337	63,919	3,419
うち人件費	191	187	4
基金業務経費	1,192	821	371
承継業務経費	5,962	4,839	1,123
うち人件費	113	93	20
受託経費	20	197	177
借入金償還	50,081	50,081	0
支払利息	7,754	7,486	268
一般管理費	1,028	721	306
人件費	1,452	1,249	203
計	134,826	129,313	5,514

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	617	617	0
国庫補助金	57	39	18
その他の政府交付金	12,544	12,537	7
業務収入	53,483	50,105	3,378
受託収入	20	198	178
運用収入	1,659	1,632	27
その他の収入	10	101	91
計	68,390	65,229	3,161
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	67,337	63,919	3,419
うち人件費	191	187	4
承継勘定へ繰入	10	10	0
受託経費	20	197	177
一般管理費	311	237	73
人件費	708	658	50
計	68,386	65,021	3,366

別表-3

(基金勘定)		(単位:百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	1,074	1,074	0	
国庫補助金	2,000	2,000	0	
都道府県補助金	2,000	1,906	94	
運用収入	204	191	13	
その他の収入	1,014	21	993	
計	6,292	5,193	1,099	
[支出]				
業務経費				
基金業務経費	1,192	821	371	
一般管理費	157	121	36	
人件費	192	129	62	
計	1,541	1,072	469	

別表-4

(承継勘定)		(単位:百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	1,407	1,407	0	
国庫補助金	7,091	7,033	58	
長期借入金	14,000	1,000	13,000	
環境再生保全機構債券	7,000	6,998	2	
業務収入	35,300	45,916	10,616	
公害健康被害補償予防業務勘定より受入	10	10	0	
その他の収入	105	704	599	
計	64,913	63,068	1,846	
[支出]				
業務経費				
承継業務経費	5,962	4,839	1,123	
うち人件費	113	93	20	
借入金償還	50,081	50,081	0	
支払利息	7,754	7,486	268	
一般管理費	560	363	198	
人件費	552	462	90	
計	64,909	63,230	1,679	

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成16年度収支計画(総計)

別表-5

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	93,042	104,263	11,221
經常費用	85,624	97,009	11,385
公害健康被害補償予防業務経費	67,152	63,848	3,304
基金業務経費	1,174	727	448
承継業務経費	14,679	28,458	13,778
一般管理費	2,595	3,927	1,332
減価償却費	23	50	27
雑損	-	0	0
財務費用	7,419	7,251	168
臨時損失	-	4	4
収益の部	117,245	104,963	12,282
經常収益	117,245	104,492	12,753
運営費交付金収益	3,078	2,125	954
国庫補助金収益	57	34	23
その他の政府交付金収益	12,544	12,535	9
財源措置予定額収益	23,400	0	23,400
受託収入	20	190	170
業務収入	68,015	74,069	6,053
運用収入	1,863	1,823	40
その他の収益	51	6,094	6,043
財務収益	8,217	7,622	595
臨時利益	-	471	471
純利益	24,203	700	23,503
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	24,203	700	23,503

別表-6

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	68,383	65,129	3,254
經常費用	68,383	65,129	3,254
補償業務経費	65,829	62,596	3,233
予防業務経費	1,323	1,336	13
一般管理費	1,210	1,154	56
減価償却費	20	42	22
収益の部	68,390	65,144	3,246
經常収益	68,390	64,677	3,713
運営費交付金収益	617	542	75
国庫補助金収益	57	34	23
その他の政府交付金収益	12,544	12,535	9
業務収入	53,483	49,638	3,845
受託収入	20	190	170
運用収入	1,659	1,632	27
その他収入	6	104	98
財務収益	3	1	2
臨時利益	-	467	467
純利益	7	15	8
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	7	15	8

別表-7

(基金勘定)		(単位:百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	1,542	1,061	481	
經常費用	1,542	1,061	481	
地球環境基金業務費	892	715	177	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	251	11	240	
維持管理積立金業務費	31	0	31	
一般管理費	367	332	34	
減価償却費	1	2	1	
雑損	-	0	0	
収益の部	1,542	1,061	481	
經常収益	1,542	1,061	481	
運営費交付金収益	1,074	856	218	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業収入	251	11	240	
地球環境基金運用収入	176	191	15	
維持管理積立金運用収入	28	0	28	
寄付金収益	10	0	10	
資産見返負債戻入	1	2	1	
雑益	2	0	2	
純損失	0	0	0	
目的積立金取崩額	0	0	0	
総損失	0	0	0	

別表-8

(承継勘定)		(単位:百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	23,118	38,158	15,041	
經常費用	15,699	30,903	15,204	
承継業務費	14,679	28,458	13,778	
一般管理費	1,018	2,440	1,422	
減価償却費	2	6	4	
財務費用	7,419	7,251	168	
臨時損失	-	4	4	
収益の部	47,313	38,843	8,471	
經常収益	47,313	38,838	8,475	
運営費交付金収益	1,387	727	661	
割賦譲渡元金収入	14,280	24,429	10,148	
資産見返負債戻入	2	3,691	3,689	
財源措置予定額収益	23,400	0	23,400	
財務収益	8,213	7,621	592	
雑益	30	2,371	2,341	
臨時利益	-	4	4	
純利益	24,196	684	23,511	
目的積立金取崩額	0	0	0	
総利益	24,196	684	23,511	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成16年度資金計画(総計)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	182,771	204,521	21,750
業務活動による支出	85,959	81,017	4,942
投資活動による支出	16,423	43,138	26,715
財務活動による支出	50,081	50,084	3
次年度への繰越金等	30,308	30,281	27
資金収入	182,771	204,521	21,750
業務活動による収入	119,040	124,327	5,287
運営費交付金収入	3,098	3,098	0
国庫補助金収入	9,148	7,067	2,081
その他の政府交付金収入	12,544	12,535	9
都道府県補助金収入	2,000	1,906	94
業務収入	87,792	95,436	7,644
受託収入	20	79	59
運用収入	1,879	1,902	23
その他の収入	2,560	2,304	256
投資活動による収入	16,380	31,064	14,684
財務活動による収入	21,000	8,013	12,987
期首資金残高等	26,351	41,116	14,765

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	96,892	98,186	1,293
業務活動による支出	68,414	65,119	3,296
投資活動による支出	16,404	16,484	80
財務活動による支出	0	0	0
次年度への繰越金等	12,074	16,583	4,509
資金収入	96,892	98,186	1,293
業務活動による収入	67,414	64,727	2,686
運営費交付金収入	617	617	0
国庫補助金収入	57	34	22
その他の政府交付金収入	12,544	12,535	9
業務収入	52,492	49,583	2,909
受託収入	20	79	59
運用収入	1,675	1,706	31
その他の収入	10	173	163
投資活動による収入	16,380	17,085	705
財務活動による収入	0	0	0
期首資金残高等	13,098	16,373	3,275

別表-11

(基金勘定)		(単位:百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
資金支出	20,576	34,699	14,124	
業務活動による支出	2,805	917	1,888	
投資活動による支出	0	26,539	26,539	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	17,771	7,244	10,527	
資金収入	20,576	34,699	14,124	
業務活動による収入	7,723	4,633	3,090	
運営費交付金収入	1,074	1,074	0	
国庫補助金収入	2,000	0	2,000	
都道府県補助金収入	2,000	1,906	94	
運用収入	204	196	8	
その他の収入	2,445	1,457	988	
投資活動による収入	0	13,860	13,860	
財務活動による収入	0	15	15	
期首資金残高等	12,853	16,191	3,338	

別表-12

(承継勘定)		(単位:百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
資金支出	65,313	71,715	6,401	
業務活動による支出	14,750	15,060	310	
投資活動による支出	19	116	97	
財務活動による支出	50,081	50,084	3	
次年度への繰越金	463	6,454	5,991	
資金収入	65,313	71,715	6,401	
業務活動による収入	43,913	55,045	11,132	
運営費交付金収入	1,407	1,407	0	
国庫補助金収入	7,091	7,033	58	
債権回収からの収入	35,301	45,854	10,553	
その他の収入	105	742	637	
公害健康被害補償予防業務勘定からの受入	10	10	0	
投資活動による収入	0	119	119	
財務活動による収入	21,000	7,998	13,002	
期首資金残高等	400	8,553	8,153	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

【中期計画】

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。

法的処理

破産更正債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記～の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権(平成16年度期首見込約900億円)から200億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額(16年度期首見込約360億円)の解消に必要な補助金が、中期目標期間、次期中期目標期間の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金(16年度期首見込約34億円)については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

【年度計画】

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。

法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記 ~ の方法等により、平成16年度中に正常債権以外の債権(平成16年度期首見込約900億円)から40億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額(16年度期首見込約360億円)の解消に必要な補助金が、交付されることを見込んでいる。

また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金(16年度期首見込約34億円)については、解消を図ることとして上記補助金と合わせ、交付されることを見込んでいる。

これらの補助金は16年度において54億円を予定している。

平成16年度業務実績

1) 償却処理状況

破産更生債権等及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち返済確実性の認められない債権に係る償却処理状況

平成16年度貸倒償却額 約47億円

2) 正常債権以外の債権からの回収状況

返済恣憑による回収状況(法的処理、債権分割によるものを除く)

返済恣憑による回収額 約50億円^ア

法的処理の進捗状況及び回収状況

平成16年度期首には競売・破産申立等の法的処理係属中案件27件であったが、平成16年度中に新たに8件の法的処理を行い、17件が処分終了となった。この結果、平成16年度末で競売等の係属中案件18件となった。

法的処理による回収額は約5億円^イである。

債権分割の進捗状況及び回収状況(法的処理によるものを除く)

平成16年度は5組合の債権分割を行った。この結果、平成16年度末債権分割先累計で23組合となった。

債権分割先からの回収額は約56億円^ウである。

・ 前3項目による正常債権以外の債権の回収状況

合計(ア+イ+ウ) 約111億円

3) 補助金交付状況

平成16年度において債権管理回収業務補助金54億円が予定どおり交付された。

自己評価

貸倒償却額は、債権管理回収業務補助金54億円のうち元本償却に充てる約43億円を上回る償却処理を行うことができた。

正常債権以外の回収額は年度計画40億円に対して約111億円の回収を達成した。ただし、この中には、繰上償還による回収約27億円が含まれる等、平成17年度以降の回収の前倒しの意味もあること、中期目標期間の5年間の後ろの年になるほど回収困難な事案が残ることから、今後とも中期計画の達成に向け回収努力を続けることが肝要と考えている。

短期借入金の限度額

【中期計画】

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 24,500 百万円とする

【年度計画】

平成 16 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度 24,500 百万円とする。

平成 16 年度業務実績

・短期借入金の借入状況

平成 16 年度における短期借入金については、平成 16 年 1 月 24 日から平成 17 年 2 月 15 日までの間に最大 7,500 百万円を借入した。

(参考)

借入期間	借入金額(百万円)
平成 16 年 1 月 24 日～平成 16 年 1 月 22 日	7,500
平成 16 年 1 月 22 日～平成 17 年 1 月 21 日	7,000
平成 17 年 1 月 21 日～平成 17 年 2 月 15 日	6,400

自己評価

単年度 24,500 百万円の限度額に対し、借入実績は最大 7,500 百万円であり、限度額の範囲内の執行となった。

重要な財産の処分等に関する計画

【中期計画】

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

【年度計画】

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

平成16年度業務実績

平成16年度は、該当なし。

自己評価

剰余金の使途

【中期計画】

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

【年度計画】

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

平成16年度業務実績

平成16年度において剰余金の執行はなかった。

なお、公害健康被害予防事業費（知識普及費、研修費及び予防情報提供事業費）について競争契約の実施により約4百万円の業務の効率化が図られた。

（（2）参照）

自己評価

（公害健康被害予防事業費の効率化により約4百万円を剰余金とし、平成17年度以降、同事業の充実等に使用していくこととしたい。）

その他主務省令で定める業務運営に関する計画
(1) 施設及び設備に関する計画

【中期計画】 なし
【年度計画】 なし

平成16年度業務実績

なし

自己評価

(2) 人事に関する計画
人員配置、職員の業績評価及び人材育成

【中期計画】

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。

また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

【年度計画】

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。

また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

平成16年度業務実績

1) 人事データの一元化及び電子化

平成16年4月1日に公健協会及び事業団が統合されたことに伴い、今後の適材適所に応じた人員配置等人事政策を行うため、両法人がそれぞれの様式で所有していた人事関係データを電子情報として一元化した。

2) 人事異動の実施

平成17年1月に職員に対し、人事関係意向等調査を実施し、本人が有している資格等の能力、人事への意向、希望する研修等を調査した。これらの結果及び過去の人事データ等を踏まえて、平成17年4月1日に大規模な人事異動を行い、適切な人員配置を行うとともに2法人統合により分離していた人員の交流を図った(異動者数は50名)。

3) 職員の業績評価の構築

平成17年度から職員の業績を適正に評価する新人事評価制度を実施するため、所要の検討を行い、制度の基本設計を完了した。

4) 研修の実施

職員研修に関する内規を整備し、個人情報保護法に関する講習会を行ったほか、環境省環境調査研修所等で実施されている研修に職員を積極的に参加させた。

<研修実績 19講座 73人>

自己評価

人事データの統一及び電子化を図り、職員への調査も実施の上、できる限り適材適所に
応じた人員配置を行った。

新人事評価制度の検討を行い、平成17年度から実施する体制を整えた。

研修に職員を積極的に参加させ、業務上必要な知識・技術の向上を支援した。

参考データ名

(第3章：資料22) 平成16年度職員研修実績(P117)

人事に関する指標

【中期計画】

業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 131人(内 運営費交付金職員数 104人)

期末の常勤職員数の見込み 102人(内 運営費交付金職員数 86人)

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 5,738百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

【年度計画】

期初の常勤職員数 131人平成16年度中に14人削減予定

平成16年度業務実績

16年度期初に131人であった常勤職員数を、平成17年4月1日に114人とし、17人の削減を果たした。

自己評価

年度計画において平成16年度中に14人の常勤職員を削減するとしていたところを、17人の削減を果たし、この目標を達成することができた。

(3) 積立金の処分に関する事項

【中期計画】

なし

【年度計画】

なし

平成16年度業務実績

なし

自己評価

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

<p>【中期計画】</p> <p>緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度（平成17年度）内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。</p> <p>【年度計画】</p> <p>緑地整備関係建設譲渡事業については、環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施するとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、和歌山（第3期）地区共同福利施設、山形地区地球温暖化対策緑地及び富山地区地球温暖化対策緑地の施設整備を終了させる。</p>

平成16年度業務実績

1) 建設譲渡事業実施状況

緑地整備関係建設譲渡事業については、平成16年度計画のとおり、環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施するとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、和歌山（第3期）地区共同福利施設、山形地区地球温暖化対策緑地及び富山地区地球温暖化対策緑地の施設整備を終了させた。詳細は、以下のとおり。

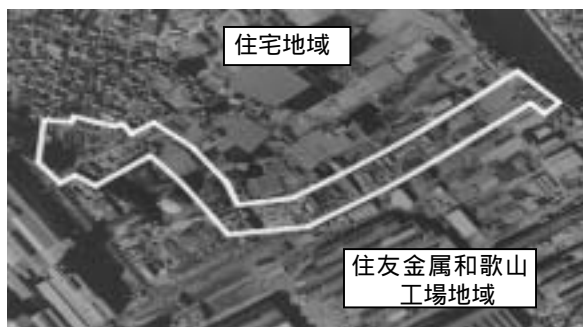
事業区分	事業名	譲渡先	事業面積 (ha)	事業年度	確定契約額 (百万円)	平成16年度事業費 (百万円)	事業の進捗
共同福利施設	和歌山地区 (第3期)	和歌山県	5.6	H12～H16	6,647	837	終了
地球温暖化対策緑地	山形地区	山形市	15.6	H12～H16	5,894	1,933	終了
	富山地区	富山市	5.9	H13～H16	1,863	1,018	終了
大気汚染対策緑地	静岡(富士)地区	富士市	6.8	H10～H17	(8,864)	1,059	継続

和歌山（第3期）地区、山形地区及び富山地区共に、平成17年3月31日に施設を譲渡した。

2) 各地区の特徴

和歌山(第3期)地区共同福利施設

- ・住友金属和歌山工場地域と住宅地域の緩衝緑地(植栽 約170種 約62,000本)



- 1 事業前(平成11年)



- 2 事業後(平成17年2月)



- 3 完成後

- 山形地区地球温暖化対策緑地
- ・産業廃棄物最終処分場跡地を活用した緑地(植栽 約140種 約63,000本)



- 1 事業前



- 2 市民参加による植樹



- 3 完成後

富山地区地球温暖化対策緑地
・一般廃棄物最終処分場跡地を活用した
緑地（植栽 約150種 約34,000本）



- 4 多くの市民で賑わう足湯



- 1 事業前（平成14年）



- 2 植樹祭（北日本新聞社提供）



- 3 完成後

静岡（富士）地区大気汚染対策緑地

- ・第二東名自動車道等による大気汚染に対処する緑地



- 1 多目的広場より富士山を望む



- 2 第2東名自動車道
高架下緑地整備予定地

自己評価

平成16年度計画のとおり、和歌山（第3期）地区共同福利施設、山形地区地球温暖化対策緑地及び富山地区地球温暖化対策緑地の施設整備を終了させ、譲渡先に施設を引き渡すことができた。各地区で、開園式や植樹祭が開催された。また、新聞やテレビ等で報道され、現在、多くの利用者がある。緑地整備関係建設譲渡事業は、多くの地域住民の参加のもとに実施され、様々な要請に応えることができた。山形市からは、感謝状も授与された。

参考データ名

- （参考資料：資料23） 山形地区地球温暖化対策緑地建設事業の概要（P118）
- （参考資料：資料24） 富山地区地球温暖化対策緑地建設事業の概要（P121）
- （参考資料：資料25） 和歌山地区（第3期）共同福利施設建設事業の概要
（P124）
- （参考資料：資料26） 静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設事業の概要
（P127）